

内部監査の実施状況について

(平成27年 3月31日現在)

神奈川県労働局

監査対象官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課室	平成26年10月23日 ～ 平成26年11月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	<p>概ね適正な事務処理が行われており、表示漏れ、押印漏れ等の軽微な事務処理誤りについては即時に是正させたが、下記事項については事務処理の改善が必要と認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超過勤務手当の事務処理について不備が認められた。 ・依頼出張に係る旅行命令簿の記載漏れが認められた。 	<p>勤務時間報告等の点検事務の強化を図るよう指示し、適正な事務処理を行うことを徹底した。依頼文書受理後、命令権者が旅行者に対し出張命令後、速やかに旅行命令簿へ記載するよう指示し、適正な事務処理を行うことを徹底した。</p>
横浜南 労働基準監督署 他11署	平成26年11月11日 ～ 平成26年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	<p>概ね適正な事務処理が行われており、表示漏れ、押印漏れ等の軽微な事務処理誤りについては即時に是正させたが、下記事項については事務処理の改善が必要と認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超過勤務手当の事務処理について不備が認められた。 	<p>勤務時間報告等の点検事務の強化を図るよう指示し、適正な事務処理を行うことを徹底した。</p>
横浜 公共職業安定所 他14所 (内1出張所)	平成27年 1月26日 ～ 平成27年 2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	<p>概ね適正な事務処理が行われており、表示漏れ、押印漏れ等の軽微な事務処理誤りについては即時に是正させたが、下記事項については事務処理の改善が必要と認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超過勤務手当の事務処理について不備が認められた。 ・公用外出に係るICカードの利用履歴の添付が一部されていないことが認められた。 	<p>勤務時間報告等の点検事務の強化を図るよう指示し、適正な事務処理を行うことを徹底した。利用履歴の添付について指示し、今後、適正な事務処理を行うことを徹底した。</p>